

埼 公 評 第 5 号
平成21年 2月16日

埼玉県知事 上 田 清 司 様

埼玉県公共事業評価監視委員会
会 長 屋 井 鉄 雄

平成20年度再評価を実施する公共事業に係る意見について（通知）

平成20年10月2日付け技管第313-1号、平成20年10月29日付け技管第331-1号及び平成20年12月8日付け技管第390号で審議依頼のあった再評価を実施する公共事業に関して、別紙のとおり意見を具申します。

平成20年度埼玉県公共事業評価監視委員会意見書

1 審議経過

審議依頼を受けた次の28件の公共事業について、埼玉県公共事業評価監視委員会運営要領第4条の規定に基づき審議した。

審議した公共事業 28件

【内訳】

農林部関係 (4件)

- ・ 森林管理道整備事業 3件
- ・ ほ場整備事業 1件

県土整備部関係 (13件)

- ・ 道路改築事業 6件
- ・ 街路整備事業 3件
- ・ 総合流域防災(急傾斜地)事業 1件
- ・ 地すべり対策事業 3件

都市整備部関係 (11件)

- ・ 住宅市街地盤整備事業 2件
- ・ 土地区画整理事業 2件
- ・ 下水道事業 7件

各公共事業の審議に当たっては、県の担当職員から事業説明を受けた後、審議資料に示されている県の対応方針案の妥当性について審議を行った。

なお、森林管理道整備事業1件、道路改築事業1件、地すべり対策事業1件、下水道事業1件の計4件について、現地視察を実施した。

2 審議対象事業に関する意見

審議対象事業について慎重な審議を行った結果、委員会の意見を以下のとおり取りまとめ、埼玉県知事に対し具申するものである。

(1) 森林管理道整備事業(事業番号101、102、103)

対応方針案である「継続」を了承する。

森林管理道の整備は、林業の復興及び観光的な活用にも意義があり、道路幅員を縮減するなどコスト縮減を図りながら、事業の早期完成は必要と認められる。

(2) ほ場整備事業（事業番号104）

対応方針案である「継続」を了承する。

排水路整備や暗渠排水の設備は農業経営基盤の強化を図るために必要不可欠であり、事業の早期完成は必要と認められる。

(3) 道路改築事業（事業番号201、206～210）

対応方針案である「継続」を了承する。

事業番号201：このバイパスは県南西部地域の骨格をなす道路であり、本県の幹線道路ネットワークを形成する上で不可欠な道路であるため、早期整備を図る必要が認められる。

事業番号206：県単事業については、この事業の効果とされる安心・安全という部分が現在のB/Cのマニュアルでは適切に評価できていない懸念がある。県の独自の立場から埼玉県方式の便益で効果を計測する工夫、取り組みがあっても良いのではないか。

事業番号209：現在、歩道上での自転車と歩行者の事故が多発し、問題となっている。場所柄、歩行者と自転車が混在する区間と思われるので、今後自転車道などの自転車走行空間の取扱いについても検討されたい。

事業番号206～210：慢性的な渋滞の解消をはじめとして、事業目的を達成すべき状況に変わりはなく、道路整備の重要性は高いことから早期完成を図るため、事業継続の必要が認められる。

(4) 街路整備事業（事業番号211、212、213）

対応方針案である「継続」を了承する。

慢性的な渋滞の解消をはじめとして、事業目的を達成すべき状況に変わりはなく、道路整備の重要性は高いことから早期完成を図るため、事業継続の必要が認められる。

(5) 総合流域防災（急傾斜地）事業（事業番号202）

対応方針案である「継続」を了承する。

保全対象には、人家、道路及び幼稚園等があり、斜面崩壊が生じた場合、重大な被害が生じる可能性があり、未対策箇所について、対策を実施していく必要性がある。

(6) 地すべり対策事業（事業番号203、204、205）

対応方針案である「継続」を了承する。

事業番号203：保全対象には、人家、荒川及び町道等があり、大規模な地すべ

りが発生した場合、河川閉塞を起こす可能性があり、継続して事業を実施していく必要がある。また、未対策箇所については、地すべり性の変動が見受けられるため、継続して事業を実施していく必要がある。

(7) 住宅市街地盤整備事業（事業番号301、302）

対応方針案である「継続」を了承する。

地域の活性化に対する期待が大きく、良好な市街地の形成が強く望まれているため、事業の継続の必要性が認められる。

(8) 土地区画整理事業（事業番号303、304）

対応方針案である「継続」を了承する。

事業番号303：地区内の都市計画道路と地区外の道路の接続方法、地域住民の利便性等検討し、今後も公共施設の整備改善と合わせて、健全な居住環境を整備するという事業の必要性は高い。また、街路築造及び建物移転は順調に進捗しているため、早期完成のため事業の継続は必要である。

(9) 下水道事業（事業番号305～311）

対応方針案である「継続」を了承する。

事業番号305、307、308：費用対効果分析の結果、高い投資効果が確認された。また、供用開始後、長期間が経過しており適切な維持管理を行いながら事業を推進する必要がある。

事業番号305、306、307：社会情勢の変化に伴い、東京湾の富栄養化対策のための窒素やリンを除去する高度処理等、荒川と東京湾の水質環境基準達成に重要な役割を担っているため、事業の継続は必要と認められる。

事業番号310、311：水環境保全の重要性や循環型社会における下水道の役割に対する理解度が高まり、地域住民の要望が高いため、事業の継続は必要と認められる。

◎ その他、全般的な意見としては、以下のとおりである。

再評価実施後5年が経過してなお継続している事業（いわゆる再々評価）において、再評価後に区域、規模の拡大や縮小、事業費の見直しなど、大幅な事業計画の変更を行っている場合には、再々評価の前提条件として、その変更手続き、計画変更の根拠法令、計画見直しによる効果など、事業変更の妥当性について当委員会に十分な説明・報告が必要である。

公共事業を監視するだけが委員会の役割ではない。行政が県民に対して適切に説明責任を果たせるようサポートする役割も強い。

継続する公共事業については、「事業の選択と集中」の観点から重点化を図り、引き続き事業効果の早期発現に努められたい。

また、公共事業は事業効果の早期発現が求められる反面、事業の必要性についての精査も重要となってくる。費用対効果の評価システムについては、国のマニュアルによってだけでなく、埼玉県独自の立場から、その特徴を生かした効果計測する工夫等それぞれの部局で検討してほしい。